<定例会の主な議題及び要旨>

令和3年11月4日(木)

【報告事項】

1 令和3年度上半期における留置施設に対する実地監査結果等について

(警務部)

警察本部から「令和3年度上半期における留置施設の実地監査については、南警察署等合計7施設を対象に実施した。特に良好な事項として、留置業務管理者等による的確な留置施設の把握と具体的措置及び感染症への適切な対応があった。なお、指摘事項や指導事項はなかった。」旨の報告があった。

公安委員から「留置施設における事故とは、どのようなものか。」旨の発言があり、 警察本部から「被留置者による自殺企図や逃走事案等である。」旨の説明があった。

公安委員から「監査結果については、各警察署に対するフィードバックは行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「監査結果については、執務資料の発出や業務 指導の機会等を通じて、各警察署に対しフィードバックを行い、留置施設の適正な運用 に努めている。」旨の説明があった。

公安委員から「感染症への適切な対応とは、具体的にどのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「被留置者が新型コロナウイルス感染症の陽性者等と判明した場合を想定した対応チャート図の作成や留置担当官の代替要員の確保、勤務場所の分散による感染拡大防止措置等である。」旨の説明があった。

公安委員から「内部監査の結果や留置施設視察委員会からの意見等も踏まえながら、 引き続き留置施設の適正な運用をお願いする。」旨の発言があった。

2 殺人事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「小倉北警察署は、11月1日深夜、北九州市小倉北区所在の被害者方 アパート敷地内において、元交際相手の女性を刃物で突き刺して殺害した事件につい て、同日、福岡県中間市居住の会社員の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「被害者が県警察に相談した際の警察措置は、どのようなものだったのか。」旨の発言があり、警察本部から「被害者からの相談を受理した際は、被疑者に対し、被害者への連絡等をやめるよう強く警告するとともに、被害者に対しては避難等の安全確保に関する助言を行っていた。その後も被疑者が被害者への連絡を続けたことから、被疑者に対し、ストーカー規制法に基づく緊急の禁止命令を発出するとともに、被害者の安全確保に向けたパトロールを強化したところであった。」旨の説明があった。

公安委員から「各種捜査を徹底し、今後、事件の背景や動機等、事件の全容解明をお願いする。」旨の発言があった。

3 暴力追放福岡大会(第30回暴力追放福岡県民大会・第9回暴力追放福岡市民大会) の開催について

(暴力団対策部)

警察本部から「11月11日、福岡市東区所在の東市民センターなみきホールにおいて、公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター及び福岡市主催の暴力追放福岡大会を開催する。参加人員は、約300名を見込んでいる。」旨の報告があった。

公安委員から「暴力追放運動功労者等表彰の対象者は何名か。」旨の発言があり、警察本部から「今回の表彰対象は、2団体と個人2名である。」旨の説明があった。

公安委員から「暴排先生は、何名いるのか。」旨の発言があり、警察本部から「男性 1名、女性7名の合計8名である。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団事務所の撤去等も進んでいるところであり、本大会を機に更なる暴力団排除機運の高揚をお願いする。」旨の発言があった。

4 繁華街における安全・安心ローラーの実施について

(暴力団対策部)

警察本部から「11月18日、小倉北区堺町周辺地区、八幡西区黒崎周辺地区及び博 多区中洲周辺地区の繁華街において、五代目工藤會幹部の第一審判決や工藤會傘下組織 事務所の解体工事着工等を契機として、繁華街における暴力団排除機運の更なる高揚を 図るため、酒類提供飲食店等約1,000店舗に対して安全・安心ローラーを実施する。」 旨の発言があった。

公安委員から「対象地区の選定理由は何か。」旨の発言があり、警察本部から「今回は、県内の繁華街のうち特に工藤會の影響力が強い地区を選定している。」旨の説明があった。

【その他の報告事項】

○ 警察本部から「1 1 月 5 日、小倉北警察署、鉄道警察隊及び捜査第一課は、鉄道事業者及び小倉北消防署と合同で総合脱線復旧訓練及び列車内刃物事案対応訓練を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「列車内における刃物事案については、関係機関が連携した迅速な対応はもとより、関係機関それぞれの対処能力の向上も重要であることから、効果的な訓練をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「今回は、訓練参加者に想定内容を事前に知らせないブラインド方式で実施し、訓練結果を踏まえた意見交換会を行うこととしている。」旨の説明があった。

○ 警察本部から「うきは警察署及び捜査第一課は、4月1日、うきは市において発生 した死亡保険金目的の殺人事件について、10月6日、被害者の甥を殺人の事実で逮捕し、これまで各種裏付け捜査を推進した結果、本日、同人を保険金詐欺の事実で再逮捕した。引き続き、事件の全容解明に努めていく。」旨の報告があった。